

社会福祉法人広谷福祉会 役員名簿

役 員 名	氏 名
理 事 長	後 藤 信 行
理 事	後 藤 ト シ 子
〃	小 田 決 子
〃	長 谷 川 浩 嗣
〃	小 川 卓 二
〃	寺 延 勝
〃	内 田 喜 久
〃	上 田 安 子
〃	豊 田 勝 久
〃	小 丸 成 洋
〃	吉 川 則 夫
評 議 員	皿 海 久 甫
〃	廣 瀬 伊 都 子
〃	道 路 岩 巳
〃	小 寺 役
〃	渡 邊 泰 法
〃	岡 脇 登 志 子
〃	佐 藤 眞 二
〃	戸 田 久 士
〃	背 尾 則 子
〃	平 井 俊 明
〃	井 上 敦 太
〃	山 岡 光 久
監 事	千 葉 弘 美
〃	眞 田 宸 宙

社会福祉法人広谷福祉会役員等及びその他の役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広谷福祉会（以下「広谷福祉会」という。）定款第9条及び第24条の規定により、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）並びに広谷福祉会の規定する職務の遂行に係る役員の報酬及び費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) その他の役員とは、広谷福祉会の職務の遂行に係る役員又は委員であつて、役員等以外の者をいう。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費及び手数料等の経費をいう。

(役員等及びその他の役員の報酬)

第3条 役員等及びその他の役員に対して、別表第1のとおり報酬を支給することができる。

- 2 前項及び次条の規定にかかわらず、広谷福祉会の事業所職員を兼務し、職員給与を支給している役員には報酬を支給しない。
- 3 第1項及び次条の報酬の支給方法については、職務執行の都度、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人からの申し出により、本人名義の金融機関口座に振り込むことができるほか、社会福祉法人広谷福祉会給与規程の適用を受ける職員の例により支給することができる。
- 4 前各号に規定する報酬を支給する場合には、交通費を支給しない。次条第1項においても同様とする。

(理事長の報酬)

第4条 理事長に対して、別表第2のとおり支給することができる。

- 2 前項の報酬を支給する場合、理事長に対しては前条第1項の規定は適用しない。

(費用)

第5条 役員等及びその他の役員に支払う旅費は、社会福祉法人広谷福祉会旅費規程により支給することができる。

- 2 役員等及びその他の役員が、その職務の遂行にあたって負担した旅費以外の費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 広谷福祉会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規程は平成29年7月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人広谷福祉会の役員報酬規程（平成14年9月1日施行）及び理事長の報酬等に関する規程（平成20年10月1日施行）は平成29年6月30日をもって廃止する。

別表第1 役員等及びその他の役員の報酬（税引後の額）

役職区分	日額
評議員	6,000 円
理事及び監事	6,000 円
その他の役員	6,000 円

※ 税引後の額とは、支払った報酬額から所得税法による源泉徴収すべき税額を控除した後の額をいう。

別表第2 理事長の報酬

理事長	月額 100,000 円
-----	--------------